

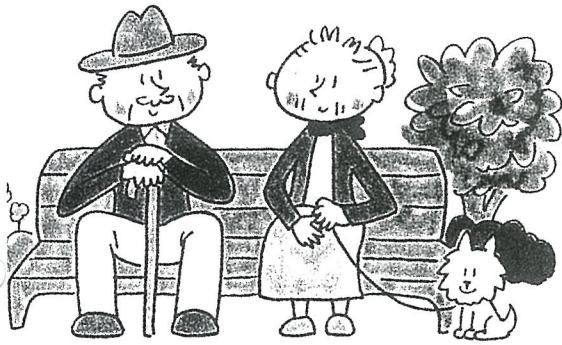
ご存じですか？ 老人保健制度…

老人保健法により、70歳以上の方については、すべての方が老人保健制度による医療の給付を受けることになり、国民健康保険や他の医療保険の被保険者を問わず、医療の給付については、老人保健制度で賄われることとなります。

老人保健制度は、老人医療費の自己負担分を除いた医療費について、公費負担3割(国2/10、県0.5/10、町0.5/10)と国民健康保険や健康保険組合などすべての医療保険者が共同で残りの7割の費用を負担し、市区町村が運営する制度です。

このため、横芝町国民健康保険でも加入者の皆様の保険税から305,051千円(平成11年度)を老人保健拠出金として負担しています。

この制度は、昭和58年2月に老人保健法に基づく老人保健制度として、老人医療費を「高齢者の医療を国民皆が負担する。」ことを目的に創設されましたが、高齢化社会の到来を迎え、老人医療費は年々増加し、平成10年度の国の老人医療費の総額は10兆8,932億円で、国民総医療費に占める割合は36.5%となっています。このため、高齢者医療制度の抜本的改革が求められているところです。



老人保健制度の対象者

- (1) 70歳以上の方
- (2) 65歳以上70歳未満の方であって、厚生省令で定めるところにより、一定の障害のある方
 - (1) または(2)に該当するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から老人保健制度の適用を受けることになり、(1)の対象となる方へは事前に町から通知します。

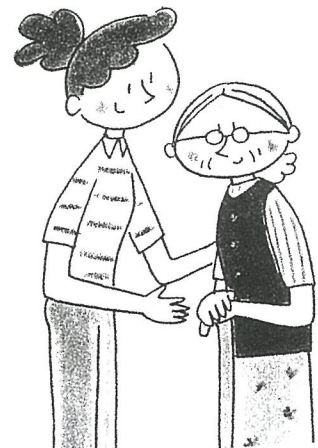
受診の仕方

老人保健法の対象者に交付される老人保健法医療受給者証と保険証(国保、社保など)を保険医療機関に提示し医療を受けます。

一部負担金

- (1) 外来の場合
 - 1日につき530円(1か月に4回を限度として、一つの医療機関ごとに支払います。ただし、同一医療機関でも、内科と歯科では別々に支払います。)
 - (2) 入院の場合
 - 1日につき1,200円(住民税非課税世帯などの方が同一医療機関で支払う額は1か月に35,400円を上限にします。「入院時一部負担金限度額適用認定証」が必要です。)
 - 住民税非課税世帯などで高齢福祉年金を受給している方は、一部自己負担額が1日につき500円に軽減されます。「入院時一部負担金減額・薬剤一部負担金免除認定証」が必要です。
- ※外来の薬剤にかかる一部負担金については、特例措置として国が代わって負担します。

なお、今後、制度が改正される場合があります。



山武郡市介護認定審査会 「介護認定について」研修会開催

山武郡市9市町村で共同設置したこの審査会(会長 伊藤俊夫医師会長)では、8月30日東金文化会館で審査会委員の研修会を開催しました。

県内の要介護認定の状況や審査会運営上の留意点等について説明を受けたほか、「痴呆」の取り扱いについては、介護保険に詳しい精神科医より講義を受け理解を深めました。

研修会には、医師、薬剤師、保健及び福祉関係者等102人が参加しました。